

山梨県後期高齢者医療審査会会議規則（要旨）

- 1 議長（第1条）

議長は、会長又はその職務を代行する者をもってあてる。
- 2 委員の席次（第2条）

委員の席次は、抽せんをもって定め、一定期間これを据え置く。
- 3 開会の宣告（第3条）

議長は、会議の開会を宣告する。開会を宣告しない間は、委員は発言できない。
- 4 発言の際の議長の許可（第4条）

出席者が発言するときは、議長の許可を得なければならない。
- 5 裁決（第8条）

議長は、裁決しようとするときは、議題及び裁決する旨を、会議に宣告しなければならない。
宣告後は、委員はその議題について、発言することはできない。
- 6 可否の表明（第9条）

委員は、裁決する議題について、可否を表明しなければならない。
- 7 裁決結果の宣告（第10条）

裁決の結果は、議長が会議に宣告する。
- 8 会議に出席することができない場合の届出（第13条）

委員が招集に応ずることができないとき、又は招集に応じたけれども出席することができなくなったときは、開会時刻までにその旨、議長に届け出なければならない。
- 9 会議録の調整と会議録署名委員（第15条第2項）

審査会を開会したときは、会議録を調整して、議長の指名した出席委員2名がこれに署名する。
- 10 職務の執行からの除斥（第16条）

委員は、次に該当するときは、職務の執行から除斥される。
委員が審査の請求人であるとき。
委員が審査の請求人の親族であるとき、又はあったとき。
委員が審査の請求人の代理人であるとき。